

# 山梨県立大学看護実践開発研究センター特定行為研修管理委員会規程

(令和4年12月12日制定 看護第8403号)

## (目的)

第1条 山梨県立大学看護実践開発研究センターが行う保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修の円滑な実施を図るため、特定行為管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 特定行為区分ごとの特定行為研修計画の作成に関すること
- (2) 2以上の特定行為区分について、特定行為研修を行う場合の特定行為研修計画の相互間の調整に関すること
- (3) 受講者の履修状況の管理に関すること
- (4) 修了の際の評価等に関すること
- (5) 特定行為研修の実施に係る統括管理に関すること
- (6) その他特定行為研修に関すること

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 山梨県立大学看護実践開発研究センター長
- (2) 山梨県立大学看護学部長
- (3) 山梨県立大学看護学研究科長
- (4) 山梨県立大学池田事務室長
- (5) 山梨県立大学看護実践開発研究センター教職員 若干名
- (6) 特定行為研修分野の学識経験者 若干名
- (7) その他委員会が必要と認めた者

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は山梨県立大学看護実践開発研究センター長をもってあてる。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代行する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員長は会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の成立は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

3 委員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務)

第7条 委員会に関する庶務は、池田事務室において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に組織される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。